

令和6年度 第1回 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会



第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング(令和6年3月17日(日) 於:上尾公民館)

目次

【資料1-①】令和5年度 事業報告	・・・p. 1
【資料1-②】令和5年度 地域クラブ活動実証事業	・・・p. 4
【資料 2】上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針について	・・・p. 5
【資料3-①】令和6年度 事業計画	・・・p. 6
【資料3-②】令和6年度 地域クラブ活動実証事業	・・・p.10
【参 考】上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例	・・・p.11

別冊資料①	夢を育み 未来を創る 上尾の「部活動改革」教職員用リーフレット
別冊資料②	夢を育み 未来を創る 上尾の「部活動改革」保護者用リーフレット(第1・2号)
別冊資料③	令和5年度 新たな地域クラブ活動実証事業 取組概要一覧
別冊資料④	上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針
別冊資料⑤	上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針 概要版リーフレット
別冊資料⑥	AGEO地域クラブ開始に向けた推進イメージ【令和4年度～令和8年度】
別冊資料⑦	上尾市英語クラブ(イングリッシュサロン)教職員用リーフレット

令和6年6月3日(月)

— 夢を育み 未来を創る 上尾の教育 —



上尾市教育委員会



令和5年度 事業報告

令和6年6月3日

事務局

1 令和5年度事業等一覧

月	内 容
	○本事業に係る取組 ★モデル事業の実施 ◆先進地視察・各種研修会への参加 ■調査
令和5年4月	○アッピー部活動コーチ（9人）・アッピー部活動サポーター（45人）派遣開始
5月	○第1回部活動地域移行調整会議 ○上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員委嘱・任命式及び第1回協議会
6月	★各種モデル事業実施に向けた調整
7月	○第2回部活動地域移行調整会議
8月	○第3回部活動地域移行調整会議 ◆第1回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム（さいたま市） ◆イマチャレ・コンベンション2023 SUMMER（オンライン） ◆YAMADAのブカツへGO！（群馬県北群馬郡吉岡町） ■令和5年度 中学校部活動の地域移行に向けたスポーツ指導者に対するアンケート調査 ■部活動地域移行に係る文化部活動アンケート調査
9月	★モデル事業の実施（開始） ※埼玉上尾メディックス×南中・上尾中（～R6・1月） ※上尾市陸上競技協会×市内中学校生徒（毎月1回開催）
10月	○第2回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ・上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）についての協議 等 ○第4回部活動地域移行調整会議 ◆令和5年度地域スポーツクラブ指導者研修会（上尾市）
11月	○第5回部活動地域移行調整会議
12月	◆「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」に係る地域ミーティング①（さいたま市） ★モデル事業の効果の検証 ※埼玉上尾メディックス×南中・上尾中 ★モデル事業の実施（開始） ※サンワエナジー（総合型地域SC）×南中・大石南中（～R6・3月） ○上尾市における地域クラブ活動実施に係る基本方針（素案）に関する意見聴取 ○上尾市政策企画提案制度参加「英語クラブ『イングリッシュサロン』の企画」 ■令和6年度アッピー部活動コーチ配置希望調査・募集開始
令和6年1月	◆「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」に係る地域ミーティング②（川崎市） ◆「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」に係る地域ミーティング⑤（行田市）※発表 ◆「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」に係る地域ミーティング⑥（熊谷市）※発表 ○第6回部活動地域移行調整会議 ○教育委員会定例会における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」についての協議
2月	◆「埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業」に係る地域ミーティング⑩（上尾市）※発表 ◆第2回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム（さいたま市）※発表 ○第7回部活動地域移行調整会議 ○第3回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ・「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（最終案）」についての協議 等 ○令和6年度アッピー部活動コーチ面接・採用 ■令和6年度アッピー部活動サポーター配置希望調査
3月	○「部活動改革に係る教職員説明用動画」配信 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット」配布 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第1号）」配布 ○第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング開催 ○令和6年度アッピー部活動コーチ及びアッピー部活動サポーター配置決定 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」応募 ★文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」応募

2 主な事業実績

※各地域クラブ活動モデル事業の実施、上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定に向けた協議等についての記載は省略しています。

(1) 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会の開催

- 令和5年度は3回にわたり実施し、令和5年度事業や各種モデル事業について、また「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」に関する協議をそれぞれ実施した。

(2) 上尾市立中学校アッピ一部活動コーチ・上尾市立中学校アッピ一部活動サポーターの配置

ア 上尾市立中学校アッピ一部活動コーチ

- 令和5年度より、教職員の負担軽減と当該部活動の充実を目指して、西中学校及び大谷中学校を除く、市内9中学校に対し、教員に代わる指導や単独での大会引率等が可能な部活動指導員を、上尾市立中学校アッピ一部活動コーチとして配置した。

イ 上尾市立中学校アッピ一部活動サポーター

- 令和5年度も、技術的指導が困難な顧問のサポートを行うための外部指導者を、上尾市立中学校アッピ一部活動サポーターとして、市内全中学校に対し、計45名の指導者を配置した。

(3) 先進地視察・各種研修会への参加

ア 先進地視察

- 令和5年8月に、群馬県吉岡町立吉岡中学校における「YAMADAホールディングスとの連携」による事業を視察した。

イ 各種研修会への参加

- 埼玉県主催、埼玉県教育委員会主催、埼玉県スポーツ協会主催等の研修会に参加し、県内各地域における地域クラブ活動実施に向けた取組等に関する事例等を収集した。



(4) 「部活動改革に係る教職員説明用動画」配信 及び 「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』教職員用リーフレット」配布

※別冊資料①参照

- 令和6年3月に、市内中学校に勤務する教職員が、今後の「休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行」に関する見通しをもてるよう、部活動改革に関する国及び県の動向や、上尾市における検討状況及び「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」等について、動画及びリーフレットを活用して説明した。



(5) 「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット (第1号)」配布

※別冊資料②参照

- 市内小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が、本市における部活動地域移行推進事業に関する理解を深められるよう、部活動改革に関する国及び県の動向について紹介するリーフレットを作成し、定期的に配布することとし、令和6年3月に、第1号を配布した。

(6) 「第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング」開催

- 上尾市における新たな地域クラブ活動の整備に際し、子供たちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会と場が確保できるよう、地域の皆様から御意見を伺う機会を設け、「上尾市の実態に応じた最適な地域クラブ活動の実施」について話し合う地域ミーティングを開催することとし、令和6年3月17日(日)に、上尾公民館において、第1回地域ミーティングを開催した。

第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング 開催概要

- 1 参加対象** 上尾市スポーツ協会・上尾市スポーツ推進委員連絡協議会
上尾市スポーツ少年団・上尾市民吹奏楽団・上尾市PTA連合会
- 2 参加者数** 40名
- 3 内 容**
 - (1) 主催者挨拶** (指導課長)
 - (2) 関係課長紹介** (指導課長・生涯学習課長・スポーツ振興課長)
 - (3) 行政説明** (指導課担当)
 - ア 動画視聴〔スポーツ庁及び文化庁における実証事業実施自治体の取組紹介〕
 - イ 中学校における部活動改革が推進する必要性等についての説明
 - (4) 事例紹介**〔上尾市における新たな地域クラブ活動実証事業の取組等の紹介〕
 - ア 上尾市陸上競技協会「上尾市陸協中学生陸上競技教室」
 - イ サンワ×エナジークラブとの連携による休日の地域クラブ活動における指導
 - ウ アッピー部活動コーチの活躍
 - (5) 参会者同士の意見交換**〔6グループに分かれて〕
テーマ：地域の実態に応じた地域クラブ活動の在り方について



(6) 各種調査の実施

- AGEO 地域クラブにおける実施主体確保のため、スポーツ少年団を対象とした「令和5年度 中学校部活動の地域移行に向けたスポーツ指導者に対するアンケート調査」を実施し、地域クラブに対する意識実態を調査した。また、吹奏楽の地域クラブ創設に向け、今後の参考とするため、市内中学校の文化部活動顧問を対象とした「部活動地域移行に係る文化部活動アンケート調査」を実施した。

令和5年度 地域クラブ活動実証事業

令和6年6月3日
事務局

1 令和5年度 地域クラブ活動モデル事業実施の趣旨

「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」作成に際し、モデル事業の実施を通して、検討事項に係る実践的な検証を行い、課題を整理するとともに、その解決に向けた方策を構築するために実施する。

《 モデル事業の効果検証事項 》

- 1 地域クラブ活動の指導者による指導に対して、生徒はどのような感想をもつのか。
- 2 教員の働き方の改善につながるのか。
- 3 学校部活動（平日）と地域クラブ活動（休日）の連携はどのように行うのがよいか。
- 4 地域クラブ活動を運営する際、生徒から参加費をいくら徴収すればよいか。
- 5 モデル事業をマネジメントする際、どのような負担が生じるのか。
- 6 地域クラブ活動の指導者の条件として、公認指導者資格は必要か。
- 7 体育館等、学校施設の開放時にかかり、どのようなリスクがあり、対策を講じられるか。

2 令和5年度 地域クラブ活動モデル事業実績

(1) 各モデル事業の概要一覧 ※別冊資料③参照

連携団体	埼玉上尾メディックス	上尾市陸上競技協会	総合型地域SC サンワ×エナジークラブ
種目	バレーボール	陸上競技	ソフトテニス
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の学校部活動を地域クラブ活動として実施 ・埼玉上尾メディックスから指導者を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の学校部活動に代わる地域での活動機会を創出 ・上尾市陸上競技協会主催の陸上教室として実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の学校部活動を地域クラブ活動として実施 ・サンワ×エナジークラブから指導者を派遣
対象学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市立上尾中学校 女子バレーボール部 ・上尾市立南中学校 女子バレーボール部 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全中学校に対し、陸上教室開催のチラシを配布 ➤ 希望する生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市立大石南中学校 女子ソフトテニス部 ・上尾市立南中学校 女子ソフトテニス部
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> 【上尾中】計10回 ・令和5年10月から 令和6年1月まで 【南中】計10回 ・令和5年9月から 11月まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月から 令和6年3月まで ※月に1回のペースで実施 計7回 (1回は雨天中止) 	<ul style="list-style-type: none"> 【大石南中】計8回 ・令和6年1月から3月まで 【南中】計3回 ・令和5年12月から 令和6年3月まで
参加費額	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月につき1,000円 (計3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目 : 100円 ・2回目以降 : 300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回につき500円
場所	<ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校の体育館 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾運動公園陸上競技場 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校のテニスコート

3 今後に向けて

- (1) 各連携先団体と事業についての振り返りを行うとともに、令和6年度以降の継続実施、拡大の可能性、実施形態の変更等について協議する。
- (2) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に参加し、「AGEO 地域クラブ代表者会議」を機能させた上で、複数の実証事業を行っていく。

上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針について

令和6年6月3日
事務局

1 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針について

- (1) 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（令和6年5月）」について
※【別冊資料④】参照
- (2) 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針 概要版リーフレット」について
※【別冊資料⑤】参照

2 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針策定に向けたスケジュール

月	基本方針（案）に関する協議 策定に係る審議・議決	本事業における取組の実施 （基本方針の策定に向けて）
1 月	○上尾市教育委員会（1月定例会）における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」についての協議	
2 月	○上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」についての協議（➤最終案の完成）	○「部活動地域移行推進事業に関する教職員説明動画」配信 ○「部活動地域移行推進事業に関する保護者用概要版リーフレット」配布
3 月		○「第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング」開催
令和6年度		
5 月	○教育委員会定例会（5月）における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（最終案）」についての審議・議決 ○「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」策定	○基本方針の各校長への通知 ○保護者・地域に対しての概要版リーフレットの配布 ○今後の推進スケジュール等についての周知

3 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針策定後の主な取組

- (1) **（教職員対象）部活動地域移行推進事業に係る説明会等の開催**
 - 各校の部活動担当者等を対象とした、本基本方針の内容等を説明する機会等を設ける。
- (2) **（保護者対象）「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット」の配布**
 - 本基本方針の内容について、リーフレットにまとめ、概要を周知する。
- (3) **（地域対象）「上尾市地域クラブ活動ミーティング」の開催**
 - 市内関係団体等を対象とした地域ミーティングを開催し、本基本方針の内容について説明するとともに、今後の着実な推進に係る意見交換を実施する。
- (4) **その他**
 - 上尾市教育委員会のホームページに特設ページを設け「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」や今後の「AGEO地域クラブ」の実施イメージについて掲載する。

令和6年度 事業計画

令和6年6月3日
事務局

1 現状における主な課題と今後の解決策

課題・今後の方向性	説明
課題 ①	<p>▲「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行調整会議において、基本方針（案）を作成し、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会での協議を経て、最終案をまとめているが、教職員や保護者、地域に対する「部活動地域移行推進事業」への理解を促進した上での策定が望ましいとして、令和5年度中の基本方針の策定を見送っている。
今後の解決策	◎令和6年5月上尾市教育委員会定例会で策定する。
課題 ②	<p>▲「AGEO 地域クラブ代表者会議」統括コーディネーターの委託先の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AGEO 地域クラブ全体の運営を担う「AGEO 地域クラブ代表者会議」においては、統括コーディネーターの配置が必要不可欠であるが、事務局職員だけで担うのは困難であることから、運営ノウハウに長けた民間事業者に委託することが望ましい。
今後の解決策	◎基本方針策定後、スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」受託を受けた上で、AGEO 地域クラブ運営業務の委託先を決定し、「AGEO 地域クラブ代表者会議」を発足させるとともに、「AGEO 地域クラブコーディネーター」を配置し、運営事業者としての体制整備〔業務フロー作成・管理システム構築 等〕を開始する。
課題 ③	<p>▲「令和5年度上尾市における新たな地域クラブ活動実証事業」における課題解決（主な課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の顧問と地域クラブ活動指導者の連携 ・地域クラブ活動指導者による大会等への引率の実施 ・適切な参加費の設定 ・地域クラブ活動実施に対する教職員の理解及び協力意識の不足 ・地域クラブ活動実施主体による学校施設の利用 ・実証事業ごとに異なる地域クラブ活動の管理運営体制の違い ・地域クラブ活動での指導を希望する教職員の兼職兼業 ・AGEO 地域クラブ全体を統括する「統括コーディネーター」等の必要性 ・参加者を集めるための「魅力ある地域クラブ活動としての質」の確保 等
今後の解決策	◎スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」に参加し、国からの補助金（委託金）を得た上で、令和6年度の実証事業において、上記等の課題解決に取り組む。
課題 ④	<p>▲「部活動地域移行推進事業」に対する教職員・保護者・地域の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティング」の参加者からは、ミーティングの内容に一定の満足感を示された一方、「まだまだ情報が少なすぎる」「さらなる検討が必要」等の感想も多く聞かれた。また、動画やリーフレットを活用した教職員、保護者に対する説明等を実施し、本事業に対する十分な理解につなげていくことが必要である。
今後の解決策	<p>◎内容を工夫した地域ミーティングを定期的に開催し、地域の理解促進につなげる。</p> <p>◎教職員に対しては、本事業に対し直接説明できる機会を設定するとともに、質疑応答に応じ、AGEO 地域クラブへの理解と協力を得られるように努める。</p> <p>◎保護者に対しては、リーフレットを定期的（2か月に1回）に配布し、本市における事業の内容の周知に努める。</p>
課題 ⑤	<p>▲英語クラブ「イングリッシュサロン」に対する市民の理解と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市議会における令和6年度予算特別委員会では、本事業に対する質問と懐疑的な意見が多く出ており、市民からの本事業実施に対する理解と説明が必要な状況である。
今後の解決策	◎本事業実施の趣旨及び意義を広く周知するとともに、取組内容を精査し、確実な実績として、英語クラブへの参加者の高い満足度、文化芸術に係る地域クラブ活動実施ノウハウの構築、持続可能な運営体制の構築等を目標として取り組む。
課題 ⑥	<p>▲困窮家庭への地域クラブ活動参加支援についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動に参加する際、参加費の支払いが参加の支障とならないよう、支援の必要性等を検討する必要がある。
今後の解決策	◎まずは先進自治体における取組について調査研究を行い、本市における検討の参考とし、実施の可否等について判断する。

2 令和6年度事業計画一覧

月	内 容
	○本事業に係る取組 ★モデル事業の実施 ◆先進地視察・各種研修会への参加 ■調査
令和6年4月	○アッピー部活動コーチ（22人）・アッピー部活動サポーター（57人）派遣開始 ○第1回部活動地域移行調整会議
5月	○第2回部活動地域移行調整会議 ○教育委員会定例会における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針（案）」についての審議・議決 ➤ 「基本方針」策定・各校長への通知・地域への周知 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第2号）」配布 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」受託決定 ★文化庁「文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」受託決定 ★英語クラブ「イングリッシュサロン」運営業務委託先決定
6月	○第1回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」及び文化庁「文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」受託に伴う補正予算要求
7月	○第3回部活動地域移行調整会議 ○第2回 上尾市地域クラブ活動ミーティング開催 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第3号）」配布 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」受託に伴う運営業務再委託先決定 ➤ 「AGEO 地域クラブ代表者会議」発足・「AGEO 地域クラブコーディネーター」配置（運営事業者体制づくり・整備充実〔業務フロー作成・管理システム構築 等〕） ★英語クラブ「イングリッシュサロン」事業プレ開始
8月	○第4回部活動地域移行調整会議 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」開始に向けた各種調整 ➤ 団体募集・一部種目の地域クラブ活動先行実施に向けた準備 等
9月	○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第4号）」配布 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」開始 〔予定〕①バレーボール ②陸上競技（クロストレーニング含む） ③ソフトテニス ④バスケットボール ⑤武道（剣道・空手） ⑥軟式野球 ⑦卓球 等 ★英語クラブ「イングリッシュサロン」事業開始
10月	○第5回部活動地域移行調整会議 ○第2回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会
11月	○第6回部活動地域移行調整会議 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第5号）」配布 ○第3回 上尾市地域クラブ活動ミーティング ・スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の視察 等
12月	○AGEO 地域クラブ「地域団体版ガイドライン・運営マニュアル」作成 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」効果検証 ★英語クラブ「イングリッシュサロン」効果検証 ■令和7年度アッピー部活動コーチ配置希望調査・募集開始
令和7年1月	◆埼玉県地域クラブ活動シンポジウム（地域ミーティング）等 ※実証事業に関する発表 ○第7回部活動地域移行調整会議 ○第4回 上尾市地域クラブ活動ミーティング ・英語クラブ「イングリッシュサロン」の視察 等 ○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第6号）」配布
2月	○AGEO 地域クラブ「種目別活動拠点（案）」作成 ○第8回部活動地域移行調整会議 ○第3回上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会 ○令和7年度アッピー部活動コーチ面接・採用 ■令和7年度アッピー部活動サポーター配置希望調査 ■新たな地域クラブ活動（実施主体）創設に係る児童生徒を対象としたニーズ調査 ■AGEO 地域クラブにおける指導を希望する教職員の意識実態調査
3月	○「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット（第7号）」配布 ○令和7年度アッピー部活動コーチ及びアッピー部活動サポーター配置決定 ○教育委員会定例会における「部活動地域移行推進事業の進捗状況」についての報告 ★スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」応募（継続） ★文化庁「文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」応募（継続）
随時	◆各種研修会・シンポジウム等への参加

3 主な事業内容

※【別冊資料⑥】参照

※スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」、文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」、英語クラブ「イングリッシュサロン」など、実証事業（モデル事業）についての記載は、省略しています。

< 部活動地域移行調整会議 >

- 設置の趣旨 上尾市立中学校における「休日の部活動の地域移行」の段階的な実施に向け、上尾市教育委員会事務局関係課で検討を進め、市内外の人材、団体等を有効活用した効果的な地域移行を果たすための調整・役割分担を行うとともに、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会に係る事務作業等を行う。
- 関係課（4課）
 - ・教育総務部スポーツ振興課（地域スポーツクラブ担当）
 - ・教育総務部生涯学習課（地域文化芸術団体担当）
 - ・学校教育部学務課（教職員の兼職兼業等担当）
 - ・学校教育部指導課（学校部活動担当）※事務局

(1) 教育委員会定例会における「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針(案)」についての審議・議決

- 令和6年5月定例会において、「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針(案)」についての審議・議決を経た上で、策定した。
「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」策定後、各校長への通知、保護者、地域への周知を順次行い、本格的な「AGEO 地域クラブ」運営実施体制の構築を開始する。

(2) 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会の開催

- ア 令和6年度より、外部からの委嘱委員を「2名増員」する。〔2号委員・3号委員〕
（推薦依頼団体）①上尾市スポーツ少年団 ②上尾市国際交流協会
※任期は、他の委員と同様、令和7年4月30日までとする。
- イ 課題解決に向け、「AGEO 地域クラブ運営体制の最適な構築に向けた協議」等を実施する。

(3) 上尾市立中学校アッピー部活動コーチ（ABC）・上尾市立中学校アッピー部活動サポーター（ABS）の配置

- ア アッピー部活動コーチを「22人」に増員する。
アッピー部活動コーチによる当該部活動における「単独指導」及び「練習試合等への単独引率」を積極的に推進する。
- イ アッピー部活動サポーターを「57人」に増員する。
「上尾市立中学校に係る部活動の方針」を、令和6年3月に一部改訂し、条件付きで、当該部活動の単独指導を認定した。
- ウ ABC及びABSを「将来的な地域クラブ活動の実施主体」とするための研修を積極的に実施する。

(4) 「夢を育み 未来を創る 上尾の『部活動改革』保護者用リーフレット」配布

- 市内小・中学校に在籍する児童生徒の保護者が、本市における部活動地域移行推進事業に関する理解を深められるよう、部活動改革に関する国及び県の動向、「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」等について紹介するリーフレットを作成し、定期的に配布することとする。

※令和6年度：6回配布予定

[掲載予定内容]

- (5月) 第1回 上尾市地域クラブ活動ミーティングについて 等
- (7月) 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」について 等
- (9月) 英語クラブ「イングリッシュサロン」 等
- (11月) 本市における「スポーツ庁『地域スポーツクラブ活動体制整備事業』」に係る取組について
- (1月) 部活動地域移行推進事業に係る取組(ABCやABSの活躍 等)について 等
- (3月) 令和6年度の事業実績について 等

(5) 上尾市地域クラブ活動ミーティングの開催

- 上尾市における新たな地域クラブ活動の整備に際し、子供たちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会と場が確保できるよう、地域の皆様から御意見を伺う機会を設け、「上尾市の実態に応じた最適な地域クラブ活動の実施」について話し合う地域ミーティングを、定期的に開催する。

内容については、行政説明や参会者による意見交換の実施に加え、本市における実証事業等の視察を内容に加え、地域クラブ活動実施の実像を、参会者の方に確認いただけるように内容を工夫する。

※第2回：令和6年7月開催予定

- (予定内容) 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」についての説明
「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」についての意見交換 等

第3回：令和6年11月開催予定

- (予定内容) 本市における「スポーツ庁『地域スポーツクラブ活動体制整備事業』」に係る取組の視察 等

第4回：令和7年1月開催予定

- (予定内容) 英語クラブ「イングリッシュサロン」の視察 等

(6) 各種研修会・シンポジウム等への参加

- 埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県スポーツ協会等が主催する研修会やシンポジウム等に、部活動地域移行調整会議委員が積極的に出席し、先進的な取組事例に関する情報収集を行い、本市における最適な地域クラブ活動実施に向けた調査研究に生かしていく。

(7) 「新たな地域クラブ活動(実施主体)創設に係る児童生徒を対象としたニーズ調査」・「AGEO地域クラブにおける指導を希望する教員の意識実態調査」等の実施

- 令和6年度の実証事業を、令和7年度における拡大、発展につなげていくために、必要に応じた各種調査を積極的に実施していく。

令和6年度 地域クラブ活動実証事業

令和6年6月3日
事務局

1 令和6年度 地域クラブ活動実証事業実施の主な目的

(1) 「スポーツ」に係る地域クラブ活動実証事業

ア 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」に基づき、AGEO 地域クラブを永続的に運営することができるよう、AGEO 地域クラブ代表者会議を発足させ、運営事業者として機能させるため、AGEO 地域クラブ統括コーディネーターを配置する。

※AGEO 地域クラブ統括コーディネーターについては、運営ノウハウに長けた民間事業者に委託する。

イ 各種目の地域クラブ活動を統括する団体を募集し、AGEO 地域クラブ代表者会議の運営管理下に紐付け、同じ管理運営体制の下、複数の種目において、地域クラブ活動を実施する。

ウ AGEO 地域クラブ代表者会議において、複数種目の地域クラブ活動の運営を通して、運営事業者としての体制づくり（業務フロー作成・管理及び研修システム構築 等）を進める。

★令和6年度は、上尾市教育委員会として、スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」に参加した上で、上記実証に取り組む予定としている。

(2) 「文化芸術」に係る地域クラブ活動実証事業

ア 「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」に基づき、文化芸術に係る地域クラブの運営についても、持続可能な体制を構築できるよう、実証事業の実施を通して、検討事項に係る実践的な検証を行い、課題を整理するとともに、その解決に向けた方策を構築する。

●将来的には、AGEO 地域クラブ代表者会議（運営事業者）に、文化芸術担当統括コーディネーターを配置し、文化芸術に係る複数の地域クラブ活動を運営できるようにする。

（主な検討事項）

＜ 主な効果検証事項 ＞

- 1 文化芸術に係る地域クラブでの活動に対して、参加生徒はどのような感想をもつのか。
- 2 児童生徒のニーズに応え得る活動となっているか。
- 3 学校との連携はどのように行えばよいか。
- 4 将来的に、参加費額をいくりに設定するか。
- 5 文化芸術に係る地域クラブ活動を管理・運営する際、どのような負担が生じるのか。
- 6 指導者の条件として、公認資格等の条件は必要か。
- 7 文化芸術に係る地域クラブ活動を管理・運営するにあたり、不可欠なシステム等は。等

イ 英語クラブ「イングリッシュサロン」の運営から行い、コーディネーター業務（運営業務）をノウハウに長けた民間企業等に委託し、上尾市における文化芸術に係る地域クラブ活動運営ノウハウ等を蓄積するとともに、持続可能な運営体制を構築する。

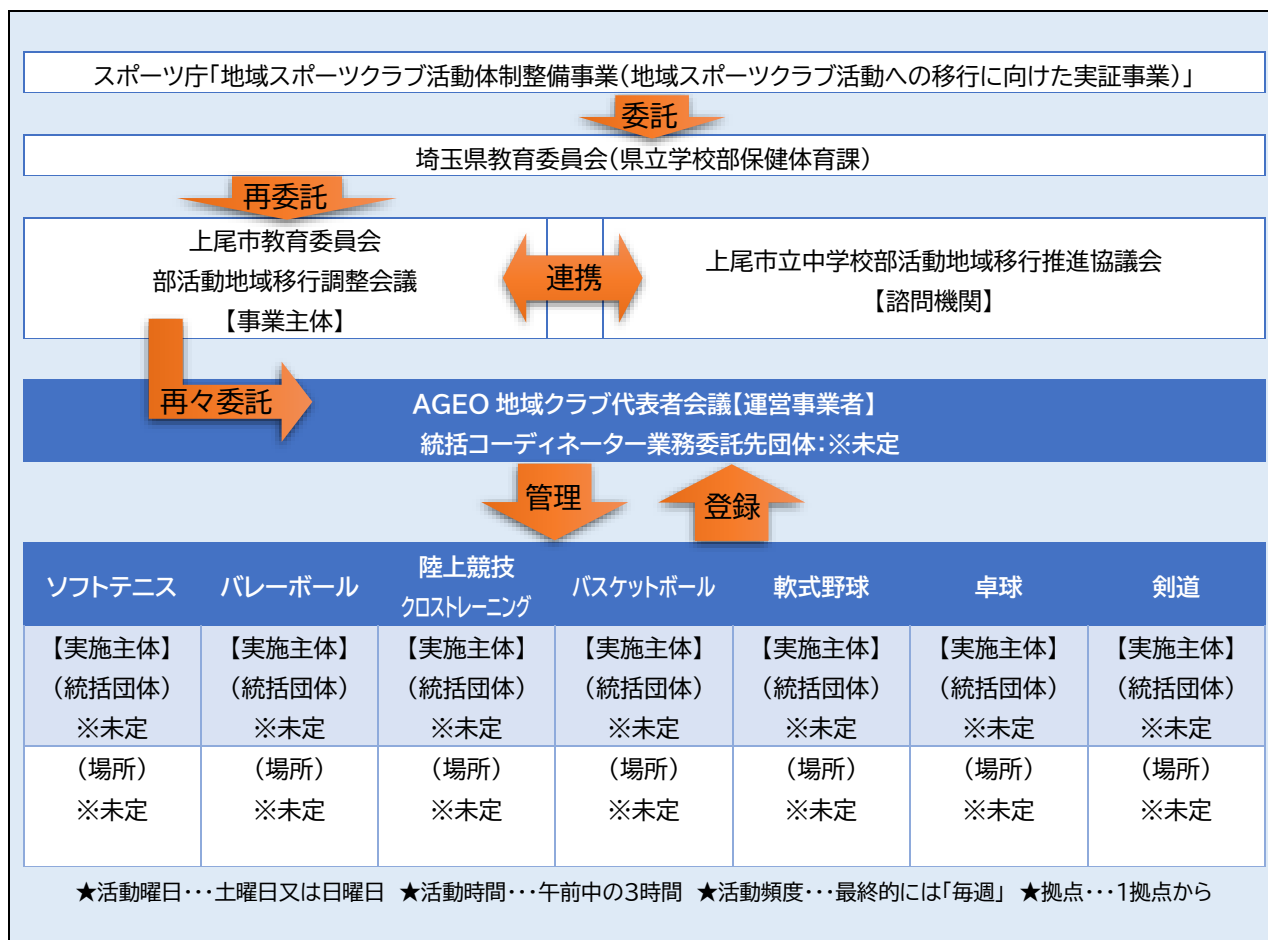
ウ 英語クラブ「イングリッシュサロン」の管理運営から得た文化芸術に係る地域クラブ活動運営ノウハウを生かして、他の文化芸術（プログラミング 等）に係る地域クラブ活動を実施する。

★令和6～8年度は、上尾市より英語クラブ「イングリッシュサロン」運営に係る予算が計上される。また、文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」に参加にも参加しながら、上記実証に取り組む予定としている。

2 令和6年度 地域クラブ活動実証事業

(1) 「スポーツ」に係る地域クラブ活動実証事業

ア 実証事業の基本構想イメージ ※令和6年6月現在の予定



イ AGEO 地域クラブ代表者会議の発足・体制づくり

(ア) 統括コーディネーター業務委託先団体 ※未定

(イ) 役割

- ①各種目の地域クラブ活動を統括する団体の管理
 - ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の公認（契約）
 - ・指導者及び参加生徒に係る保険関係手続き（加入）※スポーツ安全保険を予定
 - ・研修の実施（プログラムの作成・実施）
 - ・参加生徒の登録・把握
 - ・参加費の管理及び指導者謝金の支払い
 - ・地域クラブ活動実施時の緊急対応
- ②事業主体（上尾市教育委員会）との調整・連携
 - ・定期ミーティングの実施
- ③企業及び個人からの協賛収入の獲得

ウ AGEO 地域クラブ代表者会議発足までのスケジュール

5月	6月	7月～9月上旬	9月中旬
契約検査課 への相談	特記仕様書 等の作成	入札・契約・各種打合せ 代表者会議発足（統括コーディネーター配置） 連携団体の登録等 指導者に対する研修実施 等	地域クラブ活動 開始

エ 各種目の地域クラブ活動を統括する団体による地域クラブ活動の実施

- (ア) 令和6年度は「7種目」での実施を目指す。
- (イ) 実施日時 令和6年9月中旬以降・土または日曜日に実施予定（活動時間は3時間）
 ➤ 学校部活動との並走を考慮
- (ウ) 実施方法 「講習会（合同練習会）」として実施し、「チーム」化はしない。
 （原則、大会等への参加は実施しない。）
- (エ) 対 象 市内中学校に在籍する全生徒
- (オ) 拠 点 未定 ※1拠点から開始し、参加生徒の増加に伴い、拠点数を増やす
- (カ) 実施種目

種 目	統括する団体	概 要
1 ソフトテニス ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：20回	※未定	・市内中学校のテニスコートを活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施する。
2 バレーボール ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：20回	※未定	・市内小・中学校の体育館を活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施する。
3 陸上競技 クロストレーニング ○参加費：300円 ○指導者：4名 ○回 数：10回	※未定	・市内小・中学校の校庭等を使用して、合同練習会形式の地域クラブ活動を実施する。 ★陸上競技のトレーニングは、多種目にも生かすことができるため、参加生徒は、陸上競技を専門とする生徒だけでなく、クロストレーニングとして、広く多様な種目の生徒が参加できるようにする。
4 バasketボール ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：20回	※未定	・市内小・中学校の体育館を活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施する。
5 軟式野球 ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：5回	※未定	・市内小・中学校の校庭を活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施する。
6 卓 球 ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：20回	※未定	・市内小・中学校の体育館等を活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施する。
7 剣 道 ○参加費：300円 ○指導者：2名 ○回 数：20回	※未定	・市内小・中学校の体育館等を活用して、講習会形式の地域クラブ活動を実施したり、団体が主催する剣道教室等の練習会に、市内中学校に在籍する生徒が参加したりする形式で地域クラブ活動を実施する。

オ 各種目の地域クラブ活動を統括する団体による地域クラブ活動の実施までのスケジュール

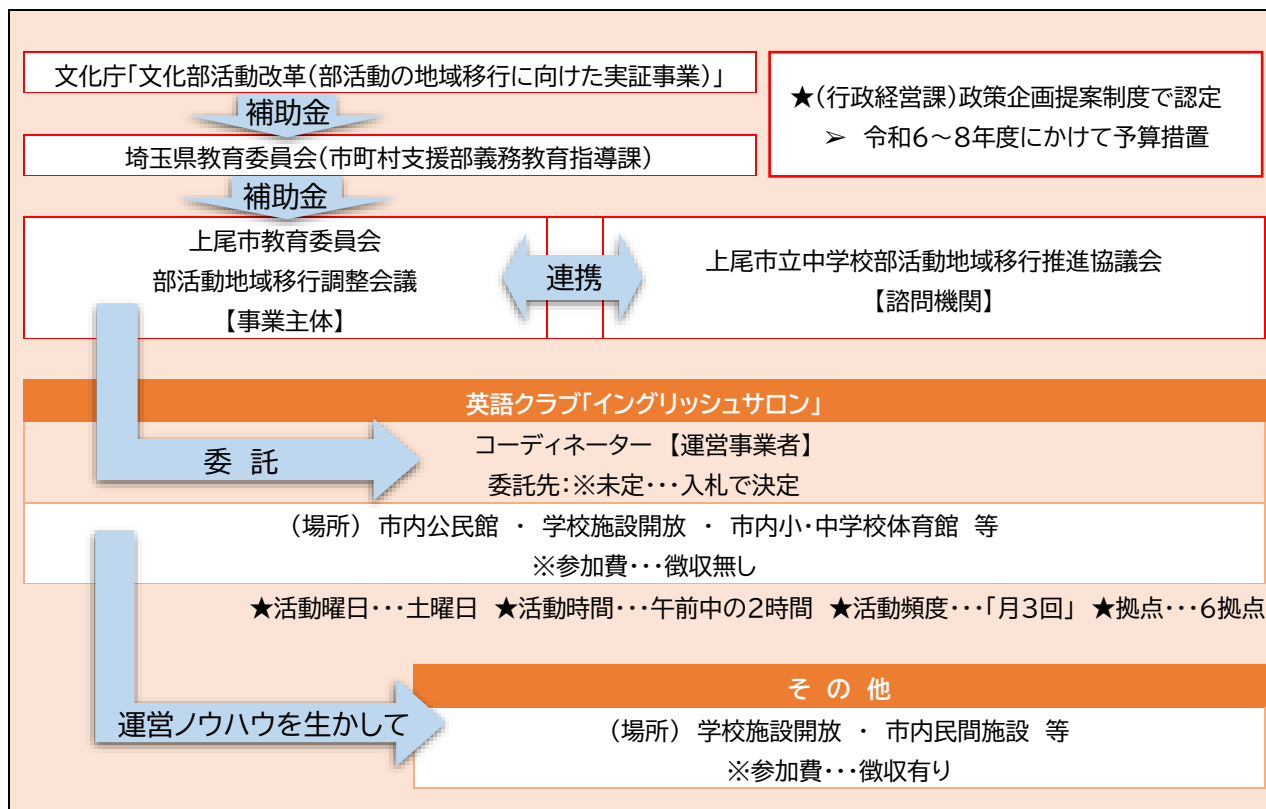
5・6月	7月～9月上旬	9月中旬
各団体への説明・募集 連携先団体の決定 活動拠点の確保	連携先団体との具体的な実証内容についての確認 活動拠点の確認 AGEO 地域クラブへの登録・研修の受講 参加者募集 指導者勤務計画等の作成 中体連への説明 等	地域クラブ 活動開始

カ 補 足

- (ア) 指導者への謝金は、1回につき、1人につき、一律4,500円(時給1,500円×3時間分)を支給するとともに、交通費を別途1,000円支給する予定である。
- (イ) 各種目の地域クラブ活動を実施する際は、AGEO 地域クラブ代表者会議が、指導統括責任者として控え(1回につき、謝金3,000円を支給)、緊急時に備える予定である。
- (ウ) 当該種目の地域クラブ活動実施に当たり、上尾市中学校体育連盟及び当該種目専門部に対し、協力・連携を求める予定である。
- (エ) 本事業の実施に伴い、専用ホームページ等を開設するとともに、事業の周知に努めていく。
(学校メール配信システム「さくら連絡網」も活用)

(2) 「文化芸術」に係る地域クラブ活動実証事業

ア 実証事業の基本構想イメージ ※令和6年6月現在の予定



イ 英語クラブ「イングリッシュサロン」 ※【別冊資料⑦】参照

(ア) 趣 旨

- ・文化芸術に係る新たな地域クラブ活動としての「英語クラブ」の実施 ➤ 活動の充実
- ・今後の文化芸術に係る地域クラブ活動の運営に資する検証の実施 ➤ ノウハウの構築

(イ) 内 容 英語による「表現活動」を中心とした活動（歌・ダンス・英語劇・ディベート・多文化理解に係る取組 等）

(ウ) 実施方法 月に3回程度、土曜日に2時間の講座を開催

(エ) 対 象 市内在住の小・中学生

(オ) 拠 点 上尾市立公民館等の公共施設（市内6か所）

(カ) 参加費 無料 ※保険料についても、市費で負担する。

(キ) 地域クラブ活動の実施までのスケジュール

月	内 容
4月	・委託業者との契約準備 ・会場の調整及び確保
5月	・募集要項等（案）の作成 ・入札
6月	・委託業者との契約締結（講座実施に係る委託業者との打合せの開始） ・参加者募集開始 ※「募集要項」等の周知（学校メール配信システム「さくら連絡網」の活用）
7月	・指導カリキュラム等の計画立案 ・緊急時の体制等の整備・確認
8月	・応募者の集約及び会場の調整 ・プレ事業実施（第1回：7月20日 第2回：7月27日 第3回：8月31日）
9月	・市内6か所での事業実施 ・各種検証開始

(ク) 会場別講座実施計画

★生涯学習課及び各公民館と調整した計画となります。

期 間	プレ期間			本実証期間						合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会場/月							年末年始は回数減			
上尾公民館	2	1	3	3	3	2	2	3	3	22
上平公民館 (芝川小※)			3	3	3	2	2	3	3	19
平方公民館 (平方東小※)	2	1	3	3	3	2	2	3	3	22
原市公民館	盆期間を 除き 3回実施		3	3	3	2	2	3	3	19
大石公民館			3	3	3	2	2	3	3	19
大谷公民館 (富士見小※)			3	3	3	2	2	3	3	19

※学校施設開放事業として開放している特別教室を活用する場合もある。

参 考

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市条例第 2 号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第 1 条 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進するため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、上尾市立の中学校（以下単に「学校」という。）における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 の部活動指導員をいう。）その他の学

校関係者

(5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の4の次に次の1号を加える。

(27)の5 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員

別表第1の27の4の項の次に次のように加える。

27 の5	上尾市立中学校部活動地域移行推進 協議会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円